

介護事故削減に向けた事業者と保険者の協力体制

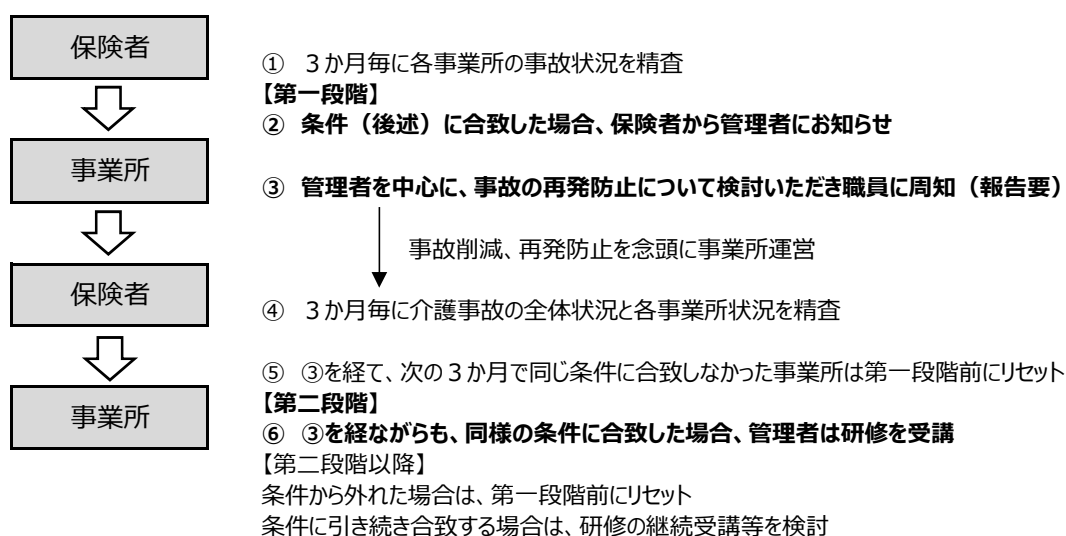
(1) 協力体制についてご理解いただきたい点

各事業所で起きた介護事故を断ずるような取り組みではありません。

「他事業所と比べて介護事故が多い」や「同様の事故が繰り返されている」等の状況にある場合に、保険者から肩をたたくことで気づきの機会を設け再発防止について考えていただきます。取り組みを通じ、介護事故予防力の高い現場づくりを推進し、サービスの質の向上を目指すものですので、ご理解ご協力をお願いします。

また、介護事故が多い等の情報を公開するようなこともなく、該当事業所と保険者のみで情報を共有します。

(2) 協力体制の概要



(3) 条件の詳細

条件（第一段階及び第二段階の条件は同じ）	合致した場合 （危険される）事業所状況
1.高知市内で同一サービスの前年度平均（事業所単位）より発生件数が上回った場合 <small>※対象事故を転倒転落、与薬、誤嚥誤飲、離設とし、前年度1事業所あたりの年間平均より暦月による3月の事故件数とを比較</small>	高知市内の介護事故件数平均値より高い状況＝（同一サービスの他事業所と比べ事故が多い状況）
2.服薬事故または転倒転落事故が1月（暦月）に2回以上	短期間の間に同様の事故が再発している ※29年度ベースで②に該当する事業所は年間で5件程度
3.離設事故が発生	離設事故は発生後も更なる危険を伴う事故のため、発生＝大きなリスクを伴っている事業所

※ 事故の精査は、3か月毎に行うが、条件への適用は暦月単位で確認していきます。